

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

| | |
|---------|----------------------------|
| 上位の施策名称 | 施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり |
|---------|----------------------------|

1. 事務事業の目的・概要

| | | | |
|----------|------------|------|--------------|
| 事務事業担当課長 | 林業課長 前島 和弘 | 電話番号 | 0852-22-5167 |
|----------|------------|------|--------------|

| | | | |
|---------|--|--------------------------------------|--|
| 事務事業の名称 | 森林整備地域活動交付金事業 | | |
| 目的 | (1) 対象 | 森林所有者及び林業事業者 | |
| | (2) 意図 | 林業事業者等に森林施業を集約化させ、計画的かつ一体的な森林施業を推進する | |
| 事業概要 | <p>島根県においては、一部の大規模林家を除き、ほとんどの森林所有者が、森林施業や管理を森林組合等の林業事業体に委託契約により委託している。林業事業体は、委託を受けた森林を一定のまとまりに集約し、保育や間伐、主伐や再造林、路網整備などの実施について森林経営計画を立て、森林経営を行っている。森林所有者の高齢化や不在村地主が急速にすすむ中、森林経営計画を策定し、長期的・安定的に森林を管理することは、原木生産も含めた森林の多面的機能の発揮に重要な施策である。</p> <p>県では、森林所有者から委託を受けて林業事業者等が実施する以下のような地域活動に対し、交付金制度により支援している。①森林経営計画の作成を促進する活動、②森林境界の明確化を実施する活動、③必要な既存路網の改良を実施する活動</p> | | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | |
|----------|-------|-----------------------------------|------|------|---------|---------|----------|----------|----|
| 1 | 指標名 | 森林経営計画策定同意面積 | 目標値 | | 4,500.0 | 9,000.0 | 13,500.0 | 18,000.0 | ha |
| | 取組目標値 | | | | | | | | |
| | 式・定義 | 森林整備活動支援交付金で森林経営計画策定の同意が得られた面積の累積 | 実績値 | 0.0 | 3,637.0 | 5,488.2 | | | |
| | | | 達成率 | - | 80.9 | 61.0 | - | - | % |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | | |
| | 取組目標値 | | | | | | | | |
| | 式・定義 | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | % |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|-------------|--------|--------|
| 事業費(b) (千円) | 38,186 | 35,688 |
| うち一般財源 (千円) | 9,521 | 8,172 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む) |
|---------------------|------------------------|

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

森林経営計画の作成と施業集約化への取組みへ支援したことにより、計画的かつ一体的な森林施業を推進する団地である「森林経営計画」の県内設定面積(カバー率)は38%から41%へと向上したが、更にカバー率を上げるよう取り組みを行う。

森林経営計画は、対象区域内の森林の保育、間伐、主伐、再造林、路網整備等を計画的に実施するためのものであり、単に間伐の促進に資するだけでなく、計画的な原木増産、再造林の推進にも効果がある。よって、森林経営計画のカバー率の向上は、原木生産量などのほかの指標の向上にも寄与する。

今後とも木を「伐って使って、植えて育てる」循環型林業の確立に向け、森林経営計画の策定や集約化を推進していく必要がある。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

森林経営計画の作成に同意があった森林面積はH29年度 約1,851haであり、森林経営計画を作成し、森林を集約化することに一定の役割を果たしている。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

- ①困っている「状況」
森林所有者や森林の所有界が不明な森林が多く集約化が進まないため森林整備が進まず、森林の多面的機能の発揮に支障をきたす。
- ②困っている状況が発生している「原因」
森林所有者や森林の所有界が不明な森林が集約化が進まない原因となっている。
- ③原因を解消するための「課題」
以上のような状況が発生しているが、今年度、林業の成長産業化と適切な森林管理の両立を目的とする「森林経営管理法」が成立し、新たな森林管理システムが平成31年4月から始まることとなった。当県においても、まだ集約化されていない森林は多く、市町村が主体となって意欲と能力のある林業経営者にこうした森林を集約化するこの新しい仕組みをうまく活用して、林業の成長産業化等へ結びつけることが重要である。平成31年度に、市町村がこの制度をうまく活用できるよう、市町村へこの新しい制度の周知・円滑な運用を図っていく必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

今後も森林経営計画のカバー率をさらに向上させ、計画的な森林整備や原木生産を進めるため、当事業を進めていく。

また、国の新しい制度である森林経営管理法に基づいた新たな森林管理システムについては、地方機関と連携のうえ市町村・林業事業者等への説明会を開催し、来年度からの事業の円滑な運用を図る。